

太陽光及び風力発電設備を設置する際は、 「景観への配慮」をお願いします。

西之表市で太陽光及び風力発電設備を設置する際には、周囲の景観と調和するよう注意していただく必要があります。

設置を検討されている方は、事前に西之表市役所企画課までご連絡ください。

- ※ 本市では、「景勝地や史跡等周辺の景観保全」に取り組んでいます。
- ※ 特に本市が指定する区域に設置する場合は、設置規模にかかわらず、事前に担当課(企画課)と十分な協議を行ってください。
- ※ 本市が指定する区域外に設置をする方についても、下記を参考に、周囲の景観と調和するようご配慮ください。
- ※ 景観以外にも災害防止や生活環境の保全など注意していただく必要があります。
(※「西之表市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」をご参照ください。)
- ※ 市に届出を要しない設置規模であっても、各種個別法の適用について必ずご確認ください。
《例えば、農地への設置を検討されている場合、主に「農地法」や「農業振興地域の整備に関する法律」の適用が考えられます。(※設置する場所によって、様々な個別法が適用されますので、詳しくは市役所企画課までご相談ください。)》

<太陽光発電設備>

(色彩)

- * 太陽光パネルの色彩は、屋根などと一体に見える明度・彩度が低いものか、黒色、濃紺色などで光沢や反射が少なく、模様が目立たないものを使用しましょう。

(設置位置)

- * 勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の最上部を超えないように設置し、屋根と一体化させましょう。
- * 陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、なるべく目立たないようにし建築物と一体化させましょう。
- * 歩行者、運転者や周囲の景観へ影響のあるものは、敷地の境界からできるだけ後退させ、必要に応じて植栽などにより目立たないようにしましょう。
- * 主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽などにより目立たないようにしましょう。
- * 設置に際して地形変更などによる影響が、周囲へ生じないようにしましょう。
- * 騒音を発生する設備は、近隣に配慮した位置に設置しましょう。

（設備の安全性）

- * 設備等の安全は、所有者（設置者）等の責任となります。周囲に危険が及ぶことがないよう、適正な設置及び維持管理をしましょう。また、所有者や管理者等の連絡先を見やすい場所に表示して、緊急時に連絡が取れるようにしましょう。

（附属設備）

- * 建築物と一体化させるか、道路などから見えない位置に設置しましょう。それが困難な場合には、壁面と同系色にするなど目立たないようにしましょう。
- * パワーコンディショナや分電盤、送電柱などの附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用しましょう。

＜風力発電設備＞

（色彩）

- * 風力発電設備（支柱及びプロペラなど）の色彩は、白又は薄い灰色を基調としますが、周囲の景観と調和するよう、地域特性に応じて適宜色彩等に配慮しましょう。

（設置位置）

- * 主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽などにより目立たないようにしましょう。
- * 設置に際して地形変更などによる影響が、周囲へ生じないようにしましょう。
- * 騒音、低周波音を発生する設備は、近隣に配慮した位置に設置しましょう。

（設備の安全性）

- * 設備等の安全は、所有者（設置者）等の責任となります。周囲に危険が及ぶことがないよう、適正な設置及び維持管理をしましょう。また、所有者や管理者等の連絡先を見やすい場所に表示して、緊急時に連絡が取れるようにしましょう。



【お問合せ先】

西之表市役所企画課 政策推進係 TEL.0997-22-1111（内線213）